

## 令和2年度 松本市保育料（利用者負担額）等について

### 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

- 保育料は、世帯(家計の主宰者(原則ご両親))にかかる市民税額、お子さんの年齢(その年度の4月1日現在の満年齢)、兄弟姉妹の状況等によって決定します。令和2年度の保育料は、8月分までは令和元年度市民税額、9月以降の分は令和2年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除を除く税額控除を加算した額により算定します。
- また、お子さんが何番目かによって保育料が変わります。子どもの数え方は、世帯区分によって対象とする年齢の範囲が変わります。

徴収基準額表の第1～3子の数え方は、下記の対象範囲のうち、年齢の高い順に第1～3子と数えます。

世帯区分(徴収基準額表を参照)	対象範囲
世帯 ①	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ②	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ③	18歳未満(その年度の4月1日現在の満年齢)のお子さん
世帯 ④	特定の施設※に在籍している未就学のお子さん

※「特定の施設」とは、保育園(子ども・子育て支援新制度対象の施設)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部(松本盲学校、松本ろう学校)、児童デイサービス(しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい)、地域型保育事業に係る施設(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。

- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯および在宅障害児(者)がいる世帯を指しています。
- 徴収基準額表の()内の保育料は、世帯の18歳未満(その年度の4月1日現在の満年齢)の第3子以降の児童について、長野県子育て支援戦略による追加軽減時の保育料を示しています。
- 延長保育料については、各種軽減は適用されません。

### 満3歳以上児について

- 4月1日時点満3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化が開始されています。副食費、延長保育料、緊急延長保育料は無償化の対象外です。
- 延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

### 副食費について(3歳～5歳児のみ)

- 公立保育園の副食費は月の給食提供日数に関わらず**月額4,500円**、公立幼稚園の副食費は月の給食提供日数に関わらず**月額3,000円**です。**私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。**
- 以下の①～③に当てはまる場合、副食費が免除されます。
  - 1号(特別利用保育を除く)で出生順(小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順)が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
  - 2号で同時通園の出生順(特定の施設※に在籍している未就学の子どもの中の出生順)が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,101円未満)の世帯の子ども
  - 特別利用保育で同時通園の出生順(特定の施設※に在籍している未就学の子どもの中の出生順)が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
- 公立の保育園や幼稚園で、感染症等の理由により保育の一時停止(食事が提供されない日を除き、連続して6日以上)を行った場合は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。(余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。)私立施設については、各施設へご確認ください。
- 令和元年9月分保育料が4,500円未満の場合、経過措置として、令和元年9月分保育料の金額まで副食費を減額します。(令和元年10月から令和2年8月まで)

### 特別利用保育について

- 年齢、階層等に関わらず**月額8,000円**の利用者負担額となります。
- 副食費は月額4,500円です。

満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

(単位：円)

世帯① (市町村民税所得割額 57,700円未満)		満3歳未満児						延長保育料 (月額・30分毎)
		第1子		第2子		第3子 以降		
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	12,000	14,100	3,600	4,230	0		350
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	12,800	14,900	3,840	4,470	0		
D 2の一部	48,600円以上 ~ 57,700円未満	18,000	22,200	5,400	6,660	0		700
世帯②【ひとり親世帯等】 (市町村民税所得割額 77,101円未満)		第1子		第2子		第3子 以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	5,000	5,000	0	0	0		350
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	5,000	5,000	0	0	0		
D 2	48,600円以上 ~ 69,300円未満	5,000	5,000	0	0	0		700
D 3の一部	69,300円以上 ~ 77,101円未満	5,000	5,000	0	0	0		
世帯③【単独通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D 2 の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000	22,200	18,000	22,200	(12,000)	(16,200)	700
D 3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500	28,700	24,500	28,700	(18,500)	(22,700)	
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000	41,200	37,000	41,200	29,600	32,960	800
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500	44,300	39,500	44,300	31,600	35,440	
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300	51,900	45,300	51,900	36,240	41,520	1,100
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000	57,600	51,000	57,600	40,800	46,080	
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000	60,600	54,000	60,600	43,200	48,480	
D 9	397,000円以上	56,000	62,600	56,000	62,600	44,800	50,080	
世帯④【同時通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D 2 の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000 (12,000)	22,200 (16,200)	5,400 (3,000)	6,660 (5,100)	0	0	700
D 3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500 (18,500)	28,700 (22,700)	7,350 (6,250)	8,610 (8,350)	0	0	
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000 (31,000)	41,200 (35,200)	11,100	12,360	0	0	800
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500 (33,500)	44,300 (38,300)	11,850	13,290	0	0	
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300 (39,300)	51,900 (45,900)	13,590	15,570	0	0	1,100
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000 (45,000)	57,600 (51,600)	15,300	17,280	0	0	
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000 (48,000)	60,600 (54,600)	16,200	18,180	0	0	
D 9	397,000円以上	56,000 (50,000)	62,600 (56,600)	16,800	18,780	0	0	

※4月1日現在の満年齢で決定します。  
 ※延長保育料は満3歳以上児も同額です。